

- 議 長 日程第3「議案第46号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例」について、町長の提案説明を求めます。
- 町 長 議案第46号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。
- 令和3年12月7日提出、松田町長 本山博幸。
- 提案理由。児童福祉の増進に寄与し、利用者の利便性の向上を図るため、所要の改正をしたいので提案するものでございます。よろしくお願いいたします。
- 議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。
- 子育て健康課長 それでは、議案第46号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例について御説明いたします。
- 現在、保育時間の延長を利用する場合、現行では回数1回でも月額1,500円を徴収しております。これは保護者の負担を今回軽減するため、1回500円、3回以上は月額1,500円と改正したいと思っております。また、年間を通じて延長保育を申請されている場合、保護者の就労状況により利用しない月があったり、または1、2回の利用の月があった場合でも、現行では返金できない状況となっております。そのため、利用しない分の全部または一部を還付できますよう、ただし書きを追加いたします。
- それでは、次ページの参考資料の新旧対照表を御覧ください。現行の運営に要する費用の第7条第2項の下線の部分、月額1,500円、これを改正案では1回500円に変更し、ただし書きを追加いたします。また、改正案では第4項に新たにただし書きを追加いたします。
- 前ページの附則を御覧ください。施行期日は、第1項、この条例は令和4年4月1日から施行する。
- 経過措置、第2項、改正後の松田町学童保育に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用にかかる負担金について適用し、施行の日前の利用にかかる負担金については、なお従前の例による。としております。
- 以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。
- 議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 一部改正ということですので、ちょっとここだけ2点ですね、確認をしたい
と思います。

今までは延長時間30分が1回あれば、もうその月は1,500円を加算をして納
めていただくというふうなことから、1回500円で、延長時間30分につき1,500
円ということで、3回以上…2回以上ですね。2回程度ですと旧来のほうが…
2回じゃないか。4回以上ですか、になると得だというふうな、得といいます
か、納めてもらう額としては1,500円になるということで。実態としてですね、
どの程度、延長時間30分というものの件数があるのかというのが分かればです
ね、教えていただきたいと思います。

2点目としてですね、ただし書き…そうですね、第4項のただし書きのとこ
ろですね、その還付することができる理由としてですね、特別な理由があると
認めたときはというふうに書いてありますが、それはどういうふうな理由とい
うのが具体的に示されるのか。その2点をお願いをしたいと思います。

子育て健康課長 今御質問のございました延長利用の実績でございます。令和2年度につきま
しては、1回だけ御利用された方が15人、2回御利用の方が6人、3回以上が
2人、これは月の平均でございますが…（私語あり）2回が6人、3回が2人。
それと、令和3年度の4月から10月につきましては、1回が15人、2回が3人、
3回以上13人となっております。3回以上につきましては、今までの月額
1,500円と同じままでございます。今まで1回でも2回でも、3回でも4回で
も1,500円だったんですが、変更の場合、1回は500円、2回は1,000円、3回
以上は1,500円のままで、そこは変更ございません。

それと、ただし書きのその他というところですが、今まで1回、2回御利用
の方につきましては、そのまま1,500円頂いておりましたが、その方々に関し
て還付できるよう、1,500円払っていたけれども、1回しか使っていないから500
円なので、1,000円を還付する、そういったことで使えるようにということと、
あと、今年度、緊急事態宣言が出た折には、学童保育の…学童保育も学校がお
休みだったことで学童保育ない時期もございました。そういったときに、先に
頂いていた場合、お金をお返ししなければいけないんですが、継続の方が多い

ので、次の月額6,000円徴収するところでいろいろ操作はさせていただいたんですが、例えば翌月、退園されてしまったりしますと、お返しする方法がございませんので、そういった場合にも返金できるように、このただし書きを付け加えております。よろしいでしょうか。

6 番 井 上 実績のほうはですね、今、説明をしていただきました。じゃあ、還付できる理由としては、コロナ等の緊急事態で学校の授業がなくなったとかですね、減少したというところと、次の月から退園された場合のですね、そういった調整ができない場合等がその理由として考えられるということで理解をさせていただきました。終わります。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論に入ります。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第46号松田町学童保育に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。